

（あて先）千葉市長

（〒 ー ）

住所
 法人名
 （申請者） 代表者職氏名 印
 電話番号
 メールアドレス

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業所名			事業種別		
研修受講者	氏名				
	生年月日		職種		
喀痰吸引等 実施対象者	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所				
	必要とする喀痰吸引等の種類				
研修機関名					
交付申請額	円				
交付申請額の 算出基礎	対象となる研修種別（いずれかに○）		基本研修	実地研修	
	研修の受講に係る経費（A）		円		
	※対象となる研修種別のみ金額をご記入ください。				
	上限額（B）	基本研修の場合	5,000円		
		実地研修の場合	2,500円		
（A）×1/2 と （B）のいずれか低い額。ただし、1円未満は切り捨てる。					
_____円					
添付書類	1 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し 2 研修を受講する職員との雇用契約書写し 3 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料				

様式第2号（第5条第1項関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所

氏名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（生年月日 年 月 日）

個人情報の利用に係る同意書

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の実績報告にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること

誓 約 書

平成 年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

住 所

名 称

代表者職氏名

印

私（申請者が法人の場合にあつては代表者及び役員並びに使用人）は、貴市の補助金の交付申請にあたり、次に掲げる事項について誓約します。

また、次の（１）～（３）の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、補助金の交付決定の取消しなどのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

1 私は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。

- （１）千葉県暴力団排除条例（平成24年条例第36号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- （２）暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- （３）暴排条例第9条第1号に規定する暴力団密接関係者

2 千葉市が必要と認めた場合には、私が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、千葉県警察へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な書類（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

（〒 ー ）

住 所

法人名

（申請者）

代表者職氏名

印

電話番号

メールアドレス

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認願ひ

今年度中に下記の者が喀痰吸引等研修を修了することが、困難となったため、次年度において、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付申請にあたり、研修受講中に申請を可能とする特例について、承認願ひます。

記

事業所名		事業種別	
研修受講者	氏名		
	生年月日		職種
研修機関名			研修開始日
			年 月 日
			研修修了見込
			年 月
今年度中に 研修を修了 できない 理由			
添付書類	1 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し 2 研修を受講する職員との雇用契約書写し 3 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料		

様式第5号（第6条関係）

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認通知書

以下の者について、次年度の千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の申請にあたり、研修受講中に申請することを可能とする特例を承認しますので通知します。

記

事業所名		事業種別	
研修受講者	氏名		
	生年月日		職種
研修機関名		研修開始日	年 月 日
		研修修了見込	年 月

様式第6号（第7条関係）

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付申請額	
補助金額	
不可の場合の理由	
交付条件	(1) 助成事業の変更については、あらかじめ市長の承認を受けること。 (2) 助成事業を中止する場合及び申請年度中に実績報告書を提出することが困難となった場合においては、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定より、市長の承認を受けること。
その他	

教示

- 1 この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

様式第7号（第9条第1項関係）

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

（〒 ー ）

住 所

法人名

（申請者）

代表者職氏名

印

電話番号

メールアドレス

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定があった千葉市喀痰吸引等研修費支援事業を次のとおり変更することについて承認を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第5条第1号の規定により申請します。

交付決定額	円
変更する内容	
変更の理由	
添付書類	1 千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付決定通知書の写し 2 その他変更事項に係る関係書類

様式第8号（第9条第2項関係）

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

（〒 ー ）

住 所

法人名

（申請者）

代表者職氏名

印

電話番号

メールアドレス

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認申請書

年 月 日付け 第 号にて決定された千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付について、下記のとおり辞退することについて承認を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第5条第2項の規定により申請します。

記

交付申請額 円

辞退理由

様式第9号（第9条第3項関係）

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認書

年 月 日付で届出があった千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の辞退承認申請について承認します。

教示

- 1 この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請があった、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付決定額	変更前 円
	変更後 円
変更内容	
交付条件	(1) 助成事業の変更については、あらかじめ市長の承認を受けること。 (2) 助成事業を中止する場合及び申請年度中に実績報告書を提出することが困難となった場合においては、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により、市長の承認を受けること。
その他	

教示

- 1 この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

様式第11号（第11条第1項関係）

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（〒 ー ）

住 所

法人名

（申請者）

代表者職氏名

印

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあった喀痰吸引等研修支援事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

事業所名		事業種別	
研修受講者	氏名		
	生年月日		職種
喀痰吸引等 実施対象者	氏名		生年月日 年 月 日
	住所		
	必要とする喀痰吸引等の種類		
研修機関名			
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
研修修了日	年 月 日		
研修に要した 費用	対象となる研修種別（いずれかに○）	基本研修	実地研修
	研修の受講に要した経費 <small>※対象となる研修種別のみ金額をご記入ください。</small>	円	
添 付 書 類	1 認定特定行為業務従事者認定証写し 2 助成対象経費について研修機関が発行する領収書 3 登録喀痰吸引等事業所の登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書 4 喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票		

誓約書

年 月 日

（あて先）千葉県市長

住 所

名 称

代表者職氏名

印

当事業所は、千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金の実績報告書提出に際し、実績報告後、2ヶ月以内に登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）としての登録を受けることを誓約します。

様式第13号（第12条関係）

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付け千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金実績報告書により助成金額を下記のとおり確定しましたので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

交付決定金額	円
受講に要した経費	円
確定金額	金 円

教示

- 1 この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

様式第14号 (第13条関係)

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(〒 -)

住 所

法人名

(申請者)

代表者氏名

印

電話番号

メールアドレス

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により助成金額の確定の通知があった千葉市
喀痰吸引等研修支援事業助成金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込口座

金融機関	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※ 振り込みミスを防止するため、通帳の写し（表表紙及び1ページ目）を提出してください。

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

教示

- 1 この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

様

千葉市長



千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	
返還を命ずる理由	

教示

- この処分について異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。